

社会福祉法人岡保保育園

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岡保保育園（以下、「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、報酬等を支給する。

- (1) 支給額は年間源泉徴収税を除いて1万円とする。
- (2) 支給時期は毎年6月とする。
- (3) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (4) 役員等が職務のため出張した時は、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は平成30年4月1日 一部改正